

学校いじめ防止基本方針

【 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方 】

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろんいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「まなび愛、みとめ愛、たかめ愛」を教育目標としており、児童生徒・教職員や保護者がお互いに学びあい、認めあい、みんなで高め合っていきながら、命をいとおしみ、人との関わりのなかで愛を大切に、社会に自立していくことを願って日々教育に努めている。そうしたなかで、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・からだに軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・からだにひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称 「いじめ対策検討委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、首席、各学部主事、各学年主任、生活指導部長、教務部長、進路職業指導専任部長、自立活動指導部長、養護教諭

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

基本方針に沿って以下のとおり実施予定。ただし、コロナウイルス感染予防のため変更あり。

大阪府立泉南支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年（※小1、2、3年）	2年（※小4、5年）	3年（※小6年）	学校全体
5月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談によって把握された児童生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談によって把握された児童生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談によって把握された児童生徒状況の集約	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果の共有）
6月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新

	自主通学生を対象とした集会 において人権教育 [高等部・毎月]	自主通学生を対象とした集会 において人権教育 [高等部・毎月]	自主通学生を対象とした集会 において人権教育 [高等部・毎月]	
--	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--

大阪府立泉南支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年（※小1、2、3年）	2年（※小4、5年）	3年（※小6年）	学校全体
7月	HR 人権教育[小・中・高]	HR 人権教育[小・中・高]	HR 人権教育[小・中・高]	
8月	HR 人権教育[小・中・高]	HR 人権教育[小・中・高]	HR 人権教育[小・中・高]	
9月	遠足[小]（いのちの大切さ） 地域体験学習[中] 職場体験（社会性の育成） [高等部] いじめアンケート実施	宿泊学習[小]（自立と助合い） 地域体験学習[中] いじめアンケート実施	地域体験学習[中] 修学旅行（集団行動、公共マナー、コミュニケーション能力の育成）[高等部] いじめアンケート実施	
10月	宿泊学習[中]（集団行動、公共マナー）	宿泊学習[中]（集団行動、公共マナー）[高等部] 職場体験（社会性の育成） [高等部]	修学旅行[小中]（集団行動、公共マナー） 職場体験（社会性の育成） [高等部]	上半期のいじめ状況調査
11月	遠足[中]	宿泊学習（集団行動、公共マナー、コミュニケーション能力の育成）[高等部] 遠足[中]		
12月	学習発表会 マナー学習[小] HR 人権教育[高] 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	学習発表会 マナー学習[小] HR 人権教育[高] 校外学習[高] 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	学習発表会 マナー学習[小] HR 人権教育[高] 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
1月	作品展[個を認め合う]	作品展[個を認め合う]	作品展[個を認め合う]	
2月	マラソン大会 校外学習[小・高]	マラソン大会 校外学習[小]	マラソン大会 校外学習[小中高]	
3月	HR 人権教育[高] 修了式	HR 人権教育[高] 修了式	HR 人権教育[高] 卒業式	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

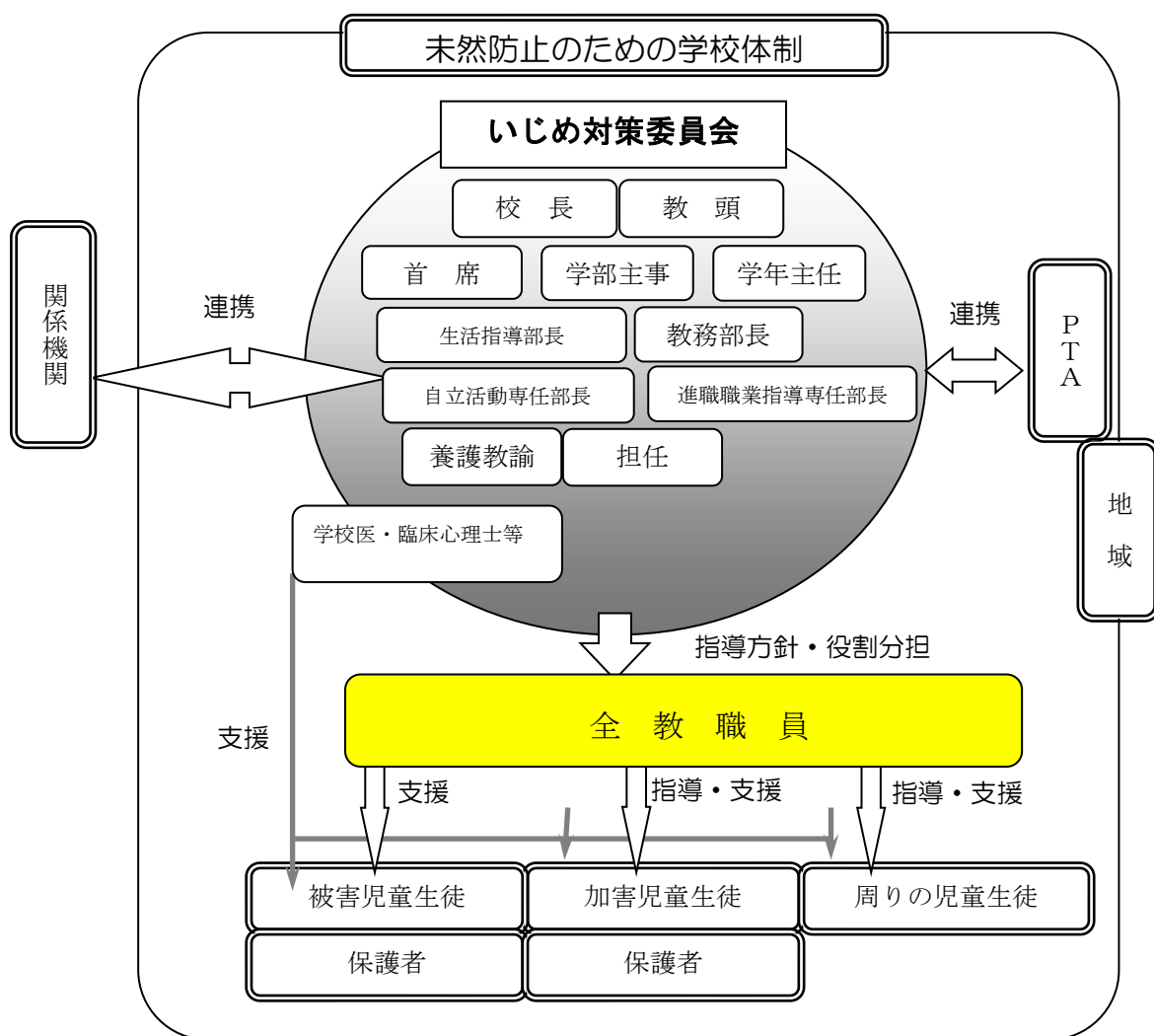
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策検討委員会を年3回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

【 第2章 いじめ防止 】

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して「いじめかもしれない」という意識のもと、あらゆる機会を通じて事案の情報共有に努める。また、児童生徒に対しては、HRの時間にいじめについて具体的な例をあげながら「しない、させない」について考える機会をつくる。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度

を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、普段から自分の思いを伝えたり、お互いのことを理解できる場を設定する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、お互いの違いを認め合い、お互いのがんばりをたたえ合いながら、友だちを大切にする気持ちを養う言葉かけや指導を心がける。分かりやすい授業づくりを進めるために、個人やグループの実態に合った課題をシンプルに提示し見通しの持ちやすい丁寧な進め方を心がける。

児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、ひとりが孤立しないように役割をもって、児童生徒間で協力できるようにする。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、しんどさを溜め込まないように、他者に伝える力を育てる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、研修を行うとともに、自分の言動をふりかえり日々の児童生徒の指導をする。また、教員間の連携を密にする。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、成功体験を作った上で、みんなの前で褒める機会を増やす。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権学習、日ごろの集団づくり、人間関係の形成やコミュニケーション学習などに取り組む。

【 第3章 早期発見 】

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年1回実施する。また、学校教育自己診断の項目にもいじめ防止に関する内容を入れ早期発見に努める。定期的な教育相談としては、懇談会の日に設定する。日常の観察として、更衣時の身体観察、連絡帳からの情報収集、週1回の学年会で児童生徒情報の共有を図る。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日々の連絡帳を通して児童生徒の様子の変化をやりとりする等、「今日の様子を今日中に共有できる」よう工夫する。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談窓口となる教職員を複数配置する。
- (4) 学校ホームページにより相談体制を広く周知するとともに、いじめ対策検討委員会が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、関係機関と

活用方法を決め共有すること。また、支援会議で活用した資料をその場で回収し破棄する等、個人情報の取り扱いについて守秘義務を徹底すること。

【 第4章 再発防止 】

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象をみると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、大阪府教育委員会による「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場での行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や各学部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職から教育委員会に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導またその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まずいじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わるなかで、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認しその箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞

き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。